

福島県公立小中学校事務研究会ホームページ運営指針

ホームページは不特定多数の閲覧を受けることを十分に考慮して進めなければならない。そこで福島県公立小中学校事務研究会（以下、県事研）では、ホームページの開設及び運営に必要な事項を次のとおり定める。

1 目的

- (1) 県事研事業の目的を達成するため、会員への広報活動及び運営に必要な情報伝達活動を行う。
- (2) 学校事務職員の職務を正しくアピールする。

2 管理

- (1) 県事研ホームページの管理は、事務局がその任にあたる。
- (2) カゴヤ・ジャパンとのレンタルサーバー契約を結び、ホームページを開設する。

3 開設と構成変更

- (1) 県事研ホームページ開設と構成概要の変更は事前に理事会の承認を得るものとする。ただし、緊急を要するもの及び時機を得たものについては会長の判断をもって変更できるものとし、速やかに理事会の承認を受ける。
- (2) ホームページグループは必要に応じて随時構成変更を行い、理事会に提案することができる。

4 公開情報

- (1) 理事会で承認された範囲内において、事務局は次の情報を公開することができる。
 - ① 目的達成に資すると判断された情報（県事研会報及び県事研が入手した学校事務に関する情報等）
 - ② 理事会・役員会・各委員会等から掲載要望があった情報
 - ③ その他、全体に対して有益と認められる情報（既に新聞・雑誌などで公開済みの情報等）
- (2) 上記に関わらず、不適切と思われる場合は会長の判断において公開を止めることができる。

5 個人情報

- (1) 個人情報はプライバシー保護に充分留意し、次のとおり取り扱う。
 - ① プライバシー侵害のおそれがあるものは原則として公開しない。（氏名・住所・電話番号・生年月日・年齢・学歴・給与等、本人が拒否したもの）
 - ② 上記に関わらず、次の場合は公開することができる。
 - ・ 集合写真等で個人名を掲載しないもの、本人の同意を得たもの。

6 著作権

- (1) 県事研ホームページ上の著作権は個人所有の著作物を除き、県事研に属する。また、作成にあたって著作権法に留意し、違法な公開や複製等を行わない。

7 禁止事項

- (1) 管理者並びに利用者は次の行為をしてはならない。
 - ① 法令及び公序良俗に反する行為
 - ② 営利を目的とする行為
 - ③ 第三者の権利利益を侵害する行為
 - ④ その他、インターネットを利用するためのルールとマナーに反する行為

8 リンク

- (1) 県事研ホームページ上に他の団体及び個人のホームページをリンクする場合は、事前に了解を得る。

9 その他

- (1) 指針の変更を行う場合は理事会の承認を得る。

平成15年 4月 1日制定

平成18年 7月10日一部改訂理事会承認

平成30年 2月 9日一部改訂理事会承認